

個人情報の保護に関する法律の施行に伴う市の個人情報保護について

令和4年11月24日

総務部

1 趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づく個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定める「盛岡市個人情報の保護に関する条例」の制定について、背景や条例の内容を含め、市の個人情報保護について説明するもの。

2 条例制定に係る背景

デジタル社会の進展という状況下において、令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」が公布され、この中で法が改正されたことに伴い、これまで国、独立行政法人等及び民間事業者における個人情報の取扱いについては、主体によって適用される法律が異なっていたものを、法に統合することとなった。さらに、地方公共団体においては、各々が定める条例の下で個人情報保護制度を運用してきたところであるが、地方公共団体にも法が適用されることとなり、個人情報の保護に関する規律が、法により全国的な共通ルールとして統一され、全体の所管が国の個人情報保護委員会に一元化されることとなった。

これにより、令和5年4月1日からは市も法の適用対象となることから、法の施行に際し、必要となる事項を定める条例を制定するものである。また、これに併せて、審査会組織の見直しを行い、新たな審査会の設置に係る条例も制定するものである。

3 「盛岡市個人情報の保護に関する条例」について

(1) 条例に規定する内容

ア 実施機関に財産区を追加

財産区も法の規定の対象となったことから、実施機関に財産区を加える。

※ 当市の財産区：東中野財産区及び東中野、東安庭、門財産区

イ 条例個人情報ファイル簿の作成及び公表

現行の「個人情報取扱事務届出簿」に代わり、法の規定により作成しなければならない「個人情報ファイル簿」（対象となる個人情報の本人の数 1,000人以上）のほか、本人の数 1,000人未満のものについて、条例で「条例個人情報ファイル簿」と規定し、個人情報ファイル簿と同様に作成し、及び公表する。

ウ 開示決定等の期限

現行どおりの期限とする。

※ 開示決定の期限…請求があった日から起算して15日以内

エ 開示請求の手数料

現行どおり無料とする。（ただし、写しの交付等に係る費用は、現行どおり実費）

オ 盛岡市個人情報保護審議会の廃止

これまで現行の「盛岡市個人情報保護条例」（以下「現行条例」という。）に基づき、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の取扱いについては、盛岡市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することとしていたが、法施行後（令和5年4月1日施行）は、これらの取扱いが、国の個人情報保護委員会に委ねられるため、現行条例で規定している諮問事項がなくなることから、審議会は廃止する。

(2) パブリックコメントの実施結果

令和4年9月1日から20日まで、条例の概要について意見募集を行い、意見はなかった。

(3) 法施行後の市の個人情報保護

法施行後においても、次の点から現行条例と同等の保護水準が維持されるものである。

- 地方公共団体の責務や地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いの確保や必要な措置を講ずるものとされていること。（法第5条及び第12条）
- 個人情報全般について、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な場合に限り、保有することができること。（法第61条）
- 法令に基づく場合を除き、利用目的以外に個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないこと等を規定していること。（法第69条）
- 法で規定していない事項について、現行条例の規定を踏まえた措置をとること。
 - ・ 法で作成及び公表の対象としていない個人情報の本人の数 1,000人未満のものについて、条例個人情報ファイル簿として作成及び公表の対象とし、現行に準じた取扱いとすること。（条例第3条）
 - ・ 毎年度実施している条例の実施状況の公表（個人情報開示請求や処理状況など）について、法施行後も同様に法施行状況として公表すること。（条例第7条）
- 条例の施行に合わせ、保護管理体制の一層の徹底や職員研修を実施すること。

4 「盛岡市情報公開・個人情報保護審査会条例」について

(1) 盛岡市情報公開・個人情報保護審査会の設置

法第105条の規定により、「開示決定等に係る審査請求があったときは、行政機関の長等（＝市長等）は、審査会に諮問しなければならない。」とされている。

当市は、情報公開の開示決定に対する審査機関である「情報公開審査会」及び個人情報の開示決定に対する審査機関である「個人情報保護審査会」をそれぞれ設置しているが、法第105条の趣旨を踏まえ、改めて審査会組織の見直しを行った結果、他都市の状況等も踏まえ、情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合することとし、新たに「盛岡市情報公開・個人情報保護審査会」を設置するため、「盛岡市情報公開・個人情報保護審査会条例」を整備するもの。

※ 参考：情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員は、大学教授、弁護士及び有識者により構成（各5名）

(2) 国及び他都市の状況

国は、情報公開及び個人情報に係る審査機関として、「情報公開・個人情報保護審査会」という一つの審査会として設置しており、他都市において、国と同様の設置形態としている事例もある。

※ 参考 政令市…横浜市、京都市、広島市等 中核市…青森市、秋田市、山形市等

5 今後の予定

令和4年11月24日	全員協議会
12月	12月市議会定例会、規則の公布
令和5年1月	個人情報保護委員会へ条例提出
2月	市民周知（広報及びホームページへの掲載） 第2回個人情報保護審議会
3月	個人情報保護管理規程等の改正

6 施行日

令和5年4月1日

※ ただし、「盛岡市個人情報の保護に関する条例」における「盛岡市個人情報保護審査会」及び「盛岡市個人情報保護審議会」の委員の任期を令和5年3月31日までとする規定については、公布の日から施行する。